

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務

2

2016
FEBRUARY
No.648

月刊総務 電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

会社を支えるミドル層をもっと元気に!

研修で会社の体幹を鍛えよう

40歳代社員を腐らせるな!

第2特集

2016年度
総務部門が押さえておくべき
法令改正情報

総務のマニュアル

ここまではほしい!

社内規程の作成と運用管理

月刊総務 オンライン <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

ジュニアNISAの開始

二〇一六年四月から二〇二三年一二月末までの約八年間、「未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（通称：ジュニアNISA）」の適用が受けられます。口座開設の年の一月一日において二〇歳未満の人が対象で、年間八〇万円が上限です。この非課税措置の適用を受けるには、金融商品取引業者などに未成年者口座を開設し、非課税管理勘定を設定する必要があります。なお、未成年者口座開設の申請手続き開始は、二〇一六年一月からです。

地方拠点強化税制

二〇一五年度の地域再生法の改正に基づく地方創生支援の一環として、本社機能を東京圏から地方に移転する「移転型」、あるいは地方の本社機能を強化する「拡充型」の法人に対して税制上の優遇措置が講じられます。

具体的には、二〇一八年三月末までに青色申告法人が作成した「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」（以下、「計画」）を地方公共団体が認定すれば、当該計画に沿って取得した一定規模以上の建物などについて、移転型で原則二五％の特別償却（七％の税額控除※）、拡充型で原則一五％の特別償却（四％の税額控除※）が適用されます。また、認定された「計画」は、雇用促進税制の追加的な優遇措置の適用にも活用できることとなります。※法人税額の二〇％を上限

●執筆／税理士法人AKJパートナーズ